

消費税の改定に伴い、10月1日から使用料・利用料金に変更になりました。
 使用者・利用者の皆様には、ご負担をおかけしますがよろしくお願いいたします。

改定後の単価は、以下のとおりです。

施設名	区分			単位	利用料金		
小 矢 部 ホ ッ ケ ー 場 及 び 小 矢 部 市 野 外 運 動 広 場	一般	大会	有料の場合		1 日	<u>66,000</u>	
					半 日	<u>33,000</u>	
				無料の場合		1 日	<u>15,780</u>
						半 日	<u>7,880</u>
	練習	小矢部ホッケー場		<u>1 / 4 面</u>	<u>1 時間</u>	<u>350</u>	
		小矢部市野外運動広場		<u>1 / 3 面</u>	<u>1 時間</u>	<u>460</u>	
	児童及び生徒	大会	有料の場合		1 日	<u>33,000</u>	
					半 日	<u>16,500</u>	
				無料の場合		1 日	<u>10,570</u>
						半 日	<u>5,290</u>
練習	小矢部ホッケー場		<u>1 / 4 面</u>	<u>1 時間</u>	<u>170</u>		
	小矢部市野外運動広場		<u>1 / 3 面</u>	<u>1 時間</u>	<u>230</u>		
付属施設(小矢部ホッケー場のみ)	照明施設			1 時間	<u>1,530</u>		

備考

1 この表で、有料とは大会又は試合において入場料を徴収する場合をいい、無料とは入場料を徴収しない場合をいう。

2 この表において1日及び半日とは、次のとおりとする。

(1) 1日

ア 小矢部ホッケー場 午前9時から午後5時まで

イ 小矢部市野外運動広場 午前9時から日没まで

(2) 半日

- ア 小矢部ホッケー場 午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時30分まで
- イ 小矢部市野外運動広場 午前9時から午後1時まで又は午後1時から日没まで
- 3 開設の時間以外の時間に教育委員会の承認を受けて利用する場合の当該時間に係る利用料金は、1時間につき、この表の1日の単位に係る額の8分の1に相当する額の30パーセント増とする。
- 4 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。
- 6 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。
- 7 2以上の団体又は個人から同時に照明施設を利用する申請があった場合は、この表に定める額を申請数で除した額とする。



小矢部市シンボルキャラクター
メルギューくん



小矢部市シンボルキャラクター
メルももちゃん

問合せ先:各施設又は市教育委員会スポーツ課
電話番号: スポーツ課 67-1760 (内線523)